

第11次熊本市交通安全計画（概要版）

計画の趣旨

○交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年度以降、5年ごとに作成。

○人命尊重の理念の下、交通事故のない安全で安心な熊本を実現していくためには、交通社会を取り巻く情勢はもとより、本市における交通事故の特徴に対応した適切かつ効果的な諸施策を引き続き講じていかなければならない。

○本計画は、本市における交通安全に関する施策の大綱とするとともに、市民の理解と協力の下、県及び関係機関・団体等と緊密な連携を図り、強力に推進するため作成するもの。

2. 計画の性格及び期間

(1) 性格

- ・熊本市交通安全対策会議が交通安全対策基本法第26条第1項を根拠に作成するもの。
- ・国の「第11次交通安全基本計画」及び県の「第11次熊本県交通安全計画」に基づくもの。
- ・熊本市の区域内における陸上交通（道路交通、鉄道交通、踏切道における交通）の安全に関する施策の大綱となるもの。

(2) 期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

第10次交通安全計画の成果

「道路交通の安全」「鉄道交通の安全」及び「踏切道における交通の安全」の3分野において、それぞれの目標を掲げ、交通安全対策を講じてきた。

1. 道路交通の安全

目標

- ・交通事故死者数13人以下
- ・交通事故死傷者数3,700人以下

実績

- ・令和2年交通事故死者数 8人
- ・平成29年交通事故死傷者数 3,484人

2. 鉄道交通の安全

目標

- ・乗客の死者数0人
- ・運転事故全体の死者数減少

実績

- ・平成28年以降乗客の死者数 0人
- ・令和2年運転事故全体の死者数 0人

3. 踏切道における交通の安全

目標

- ・踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

実績

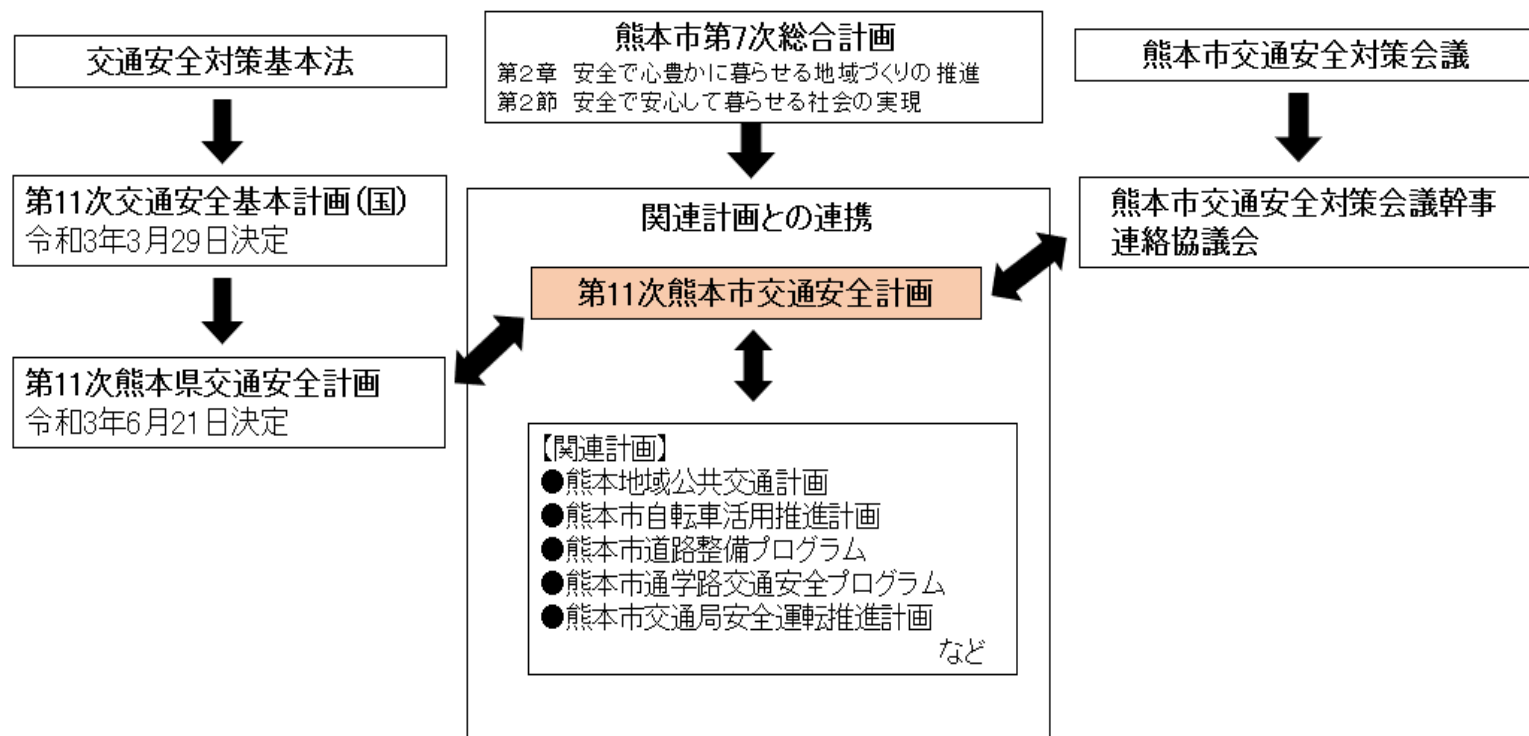
- ・踏切道における事故発生件数
平成28年 1件
平成29年～令和2年 0件

計画の位置づけ

(法、国・県の計画)

(本計画の位置づけ)

(推進体制)



第1部 道路交通の安全

第1章 交通事故のない熊本市を目指して

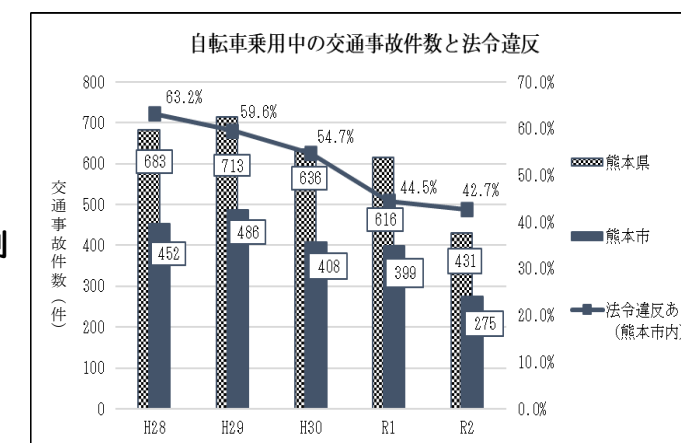
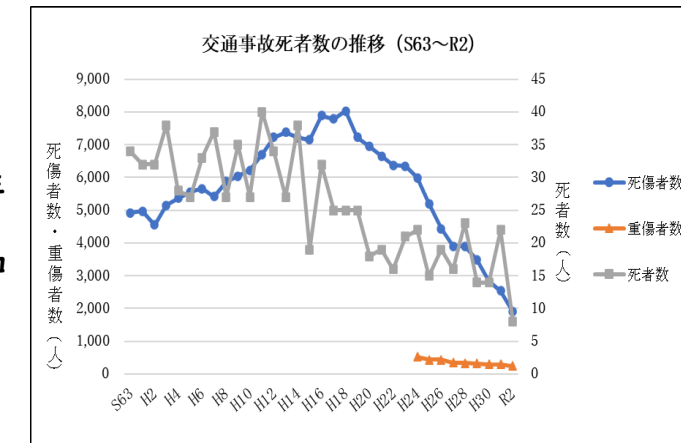
第1節 交通事故の現状

1. 交通事故の推移

- ・交通事故死者は、昭和48年の51人をピークに減少し、平成25年には15人とピーク時の3分の1以下となり、令和2年は8人となっている。
- ・交通事故死傷者は、平成18年をピークに減少が続き、令和2年は1,899人までに減少したが、今後も減少傾向を維持することが必要。

2. 道路交通事故等の特徴と課題

- (1) 基本的な交通ルールである歩行者優先意識改革が必要
- (2) 全死者の4割弱、踏み間違い事故の4割強が高齢者
- (3) 自転車乗用中の事故による死者数は減少、ただし、自転車乗車中に事故に遭った人の4割に法令違反
- (4) 路線バスの人身事故は横ばい
- (5) 路面電車は過去5年で5件発生
- (6) 県内の交差点事故は、熊本市に集中
- (7) 後部座席のシートベルト着用率、一般道4割、高速道8割
- (8) 飲酒運転による交通事故は減少傾向



第2節 熊本市交通安全計画における目標

令和7年までに
◆ 24時間交通事故死者数 10人以下
◆ 交通事故重傷者数 163人以下
にすることを目指します。

第2章 道路交通安全についての対策

第1節 対策の重点

最重点 歩行者の安全確保

- 〔主な取組〕
- 子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保
 - 歩行者の安全な通行の確保
 - 中心市街地におけるウォークラブルなまちづくりに合わせた交通安全の推進

①高齢者及び子供の交通安全の確保

- 〔主な取組〕
- 子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保
 - 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進と反射材用品の普及
 - 運転免許証の自主返納の促進と支援

②自転車の安全利用の推進

- 〔主な取組〕
- 自転車利用者の安全通行の確保
 - 「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例」の改正
 - 損害賠償保険等への加入義務化

③バスレーン対策の推進

- 〔主な取組〕
- わかりやすい道路標識やカラー舗装の道路標示
 - ホームページ、市政だより、ラジオなど媒体を活用した更なる広報啓発等

④路面電車の安全対策の推進

- 〔主な取組〕
- 「電車注意」の路面表示や軌道敷のカラー舗装、ポールコーンの設置
 - 広報啓発
 - ・一般車両は軌道敷内通行禁止であること
 - ・軌道敷の右折時には接近する路面電車に注意すること 等

⑤事故多発交差点対策の推進

- 〔主な取組〕
- 路面標示、カラー舗装、区画線の対策
 - 警察による取締まり、交通指導員や交通安全協会による交通指導
 - 通行ドライバーへの周知としてホームページ等における広報啓発

⑥シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 〔主な取組〕
- シートベルトの着用効果、正しい着用方法及び全席着用に関する啓発活動の推進
 - シートベルト、チャイルドシート着用推進キャンペーンの実施
 - シートベルト及びチャイルドシート着用義務違反に対する指導取締りの推進

⑦飲酒運転等の危険運転の根絶

- 〔主な取組〕
- 飲酒運転等の危険運転の根絶キャンペーンの実施
 - アルコール依存症に関する広報啓発、相談、指導及び支援
 - 飲酒運転等取締りの強化

⑧交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

- 〔主な取組〕
- これまでの対策では抑止が困難である交通事故について、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析

⑨地域が一体となった交通安全対策の推進

- 〔主な取組〕
- 地域住民の交通安全対策への関心を高めるための交通情報の提供

⑩先端技術の活用推進

- 〔主な取組〕
- サポカー、サポカーSの普及
 - 交通事故が発生した場合はいち早く救助・救急が行えるシステムなどの積極的活用

第2節 道路交通安全についての施策(8つの柱)

1 道路交通環境の整備

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・自転車利用環境の総合的整備

(九州地方整備局熊本河川国道事務所、県警察本部、西日本高速道路㈱九州支社熊本高速道路事務所と連携)

2 交通安全思想の普及徹底

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進

(県警察本部と連携)

3 安全運転の確保

- ・運転者教育等の充実
- ・道路交通に関連する情報の充実

(九州運輸局熊本運輸支局、熊本労働局、熊本地方気象台、県警察本部と連携)

4 車両の安全性の確保

- ・自動運転車の安全対策・活用の推進
- ・自転車の安全性の確保

(九州運輸局熊本運輸支局、県警察本部と連携)

5 道路交通秩序の維持

- ・交通指導取締りの強化等
- ・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

(九州運輸局熊本運輸支局、県警察本部と連携)

6 救助・救急活動の充実

- ・救助・救急体制の整備

(県警察本部、西日本高速道路㈱九州支社熊本高速道路事務所と連携)

7 被害者支援の充実と推進

- ・自動車損害賠償保障制度の周知・啓発等
- ・自転車利用者の損害賠償保険等への加入の促進

(九州運輸局熊本運輸支局、県警察本部と連携)

8 調査研究の充実

- ・道路交通安全に関する調査研究の推進
- ・道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

(県警察本部と連携)

第2部 鉄道交通の安全

第1章 鉄道事故のない社会を目指して

第1節 鉄道事故の状況

1. 鉄道事故の状況

熊本市においては、平成18年から令和2年までは、乗客の死亡事故の発生はない。

2. 近年の運転事故の特徴

熊本県においては、事故全体に占める踏切障害事故の割合が減少しており令和元年は20%となっている。

第2節 熊本市交通安全計画における目標

- ◆ 乗客の死者数ゼロ
- ◆ 運転事故全体の死者数減少

第2章 鉄道交通安全についての対策

第1節 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

・重大な列車事故の未然防止を図るため、効果的な対策を講ずるべく、総合的な視点から施策を推進していく。

第2節 鉄道交通安全についての施策

1. 鉄道交通環境の整備(九州旅客鉄道㈱熊本支社、熊本電気鉄道(株)、交通局と連携)

(1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備等の整備

2. 鉄道交通の安全に関する知識の普及(九州旅客鉄道㈱熊本支社、熊本電気鉄道(株)と連携)

3. 鉄道の安全な運行の確保(九州旅客鉄道㈱熊本支社、熊本電気鉄道(株)、九州運輸局熊本運輸支局、熊本地方気象台と連携)

(1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

(4) 気象情報等の充実 (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施 (7) 計画運休への取り組み

4. 救助・救急活動の充実(九州旅客鉄道㈱熊本支社、熊本電気鉄道(株)と連携)

第3部 踏切道における交通の安全

第1章 踏切事故のない社会を目指して

第1節 踏切事故の状況等

1. 踏切事故の状況

本市においては、令和2年の発生件数は0件となっている。

2. 近年の踏切事故の特徴

近年の踏切事故の全国的な特徴としては、自動車と衝撃したものが約4割、歩行者と衝撃したものが約5割を占めている。

第2節 熊本市交通安全計画における目標

- ◆ 踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止します。

第2章 踏切道における交通の安全についての対策

第1節 今後の踏切における交通安全施策を考える視点

踏切対策が渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進する。

第2節 踏切道における交通安全についての施策

(九州旅客鉄道㈱熊本支社、熊本電気鉄道(株)、県警察本部と連携)

1. 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

2. 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

3. 踏切道の統廃合の促進

4. その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置